

## ○酒田市食育交流活動サポーター助成金交付要綱

(平成 19 年 6 月 1 日告示第 181 号)

改正 平成 21 年 3 月 23 日告示第 73 号 平成 28 年 3 月 24 日告示第 140 号  
平成 30 年 3 月 28 日告示第 152 号 平成 31 年 3 月 29 日告示第 161 号  
令和 3 年 3 月 17 日告示第 147 号 令和 4 年 3 月 31 日告示第 187 号  
令和 5 年 3 月 20 日告示第 136 号 令和 7 年 4 月 1 日告示第 349 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市の認可保育所、認定こども園及び小中学校(以下「認可保育所等」という。)における食育交流活動に取り組む農業者等に対する支援を目的とし、市長が予算の範囲内で交付する酒田市食育交流活動サポーター助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、酒田市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 この助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、市内在住の個人又は市内に本社、事業所若しくは住所を置く団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

- (1) 助成金の交付の申請をする日時点において市税を滞納している者
- (2) 国又は地方公共団体から出資金を受けている者
- (3) 独立行政法人及び地方独立行政法人

(助成対象事業)

第 3 条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 認可保育所等を対象に開催する農業体験、調理実習等の、農作物等の資材を伴う食育に関する経験を共有する活動
- (2) その他市長が必要と認める食育に関する活動

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は、助成対象事業としな

- (1) 参加者から費用を徴収する活動
- (2) 参加者が 20 人に満たない活動

3 同一の助成対象者への助成金の交付は、同一年度内において 3 回までとする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、事業実施 1 件につき 10,000 円とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を申請しようとする者は、規則第 3 条に規定する申請書に、事業計画書(様式第 1 号)を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 助成金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに規則第13条に規定する実績報告書に、事業実績報告書(様式第2号)を添付して市長に報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第7条 規則第20条に規定する帳簿及び書類の保管期間は、事業完了後5年間とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日告示第73号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第140号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日告示第152号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第161号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日告示第147号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第187号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日告示第136号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第349号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

事業計画書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

事業実績報告書

[別紙参照]